

## 8. 各国の男女共同参画に係る主な取組の流れ（年表）（アメリカ）

### <政治分野>

年		施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き
1970年代以前	1920年	合衆国憲法修正第19条 (Amendment of XIX of the Constitution of the United States of America) の批准	参政権について性別を理由とする差別を禁止する	
	1961年	大統領令10980の発行	大統領に対して女性の地位に関する問題をアドバイスする委員会「Presidential Commission on Status of Women(PCSW)」を設置する	
1970年代				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和)国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択[1975年]</li> <li>◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択[1979年]</li> </ul>
1980年代	1980年	民主党大会の代表者割合の男女平等策	民主党大会において男女の代表者が半数ずつとなることを党憲章の文言で保障し、1980年の民主党大会でアメリカ史上初めて、代議員に男女同数を含めることとなった	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択[1980年]</li> </ul>
	1985年	エミリーズ・リスト(Emiry's List)の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性候補者支援団体で全米最大</li> <li>・立候補を決めた女性候補者への資金や選挙キャンペーンにおける援助のほか、女性候補者を増やすためのプログラムと女性有権者に影響を及ぼすためのプログラムを実施する(「Political Opportunity Program」「Women VOTE!」など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆女性差別撤廃条約批准[1984年]</li> <li>◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択[1985年]</li> </ul>
	1988年	Women In Government (WIG) の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・党派に関わらず女性の州議会議員を支援するNGO</li> <li>・議員への政策に関する教育を目的とした会合を年30回程度開催する</li> <li>・他州議員との意見交換の場を提供する</li> </ul>	
1990年代				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択[1990年]</li> <li>◆第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択[1995年]</li> </ul>
2000年代	2009年	ホワイトハウス女性・少女委員会 (White House Council on Women and Girls) の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての政府機関において女性問題に取組を促進させることを目的とする機関</li> <li>・24連邦政府機関メンバーから構成される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)[2000年]</li> <li>◆国連「北京+10」関係級会合(ニューヨーク)[2005年]</li> </ul>
2010年代	2014年	2014年4月8日大統領覚書 (Presidential Memorandum -- Advancing Pay Equality Through Compensation Data Collection)	連邦政府と契約を締結する請負業者は性別・人種別の報酬に関する要約データを提出することが要求される	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)[2010年]</li> <li>◆UN Women 正式発足[2011年]</li> <li>◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2012年]</li> <li>◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2014年]</li> </ul>

<行政分野>

年		施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き
1970年代以前	1965年	大統領令11246 雇用機会均等令の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府調達契約者・下請契約者・連邦助成金による建設事業者の契約者・下請契約者に対し、人種、皮膚の色、宗教、性別、出身国による差別を禁止する</li> <li>・政府調達の契約者・下請契約者に対し、雇用機会均等を遵守するために、アフーマティブ・アクション・プログラムを作成することを義務付けている</li> <li>・遵守状況の監視機関として、労働省労働基準局連邦政府契約遵守プログラム室(OFCCP)の設置される</li> </ul>	
1970年代	1978年	(連邦)公務員制度改革法(Civil Service Reform Act of 1978)の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦政府職員の女性等のマイノリティの割合を、アメリカ全体の労働力人口における女性等の割合と同じ水準とすることを目標として、各省庁における組織、職種、階層ごとに女性等の割合がその目標を下回る状況を解消することを目指す</li> <li>・EEOCは、連邦政府における人種や性別等による雇用差別の訴えの処理を担うとともに、マイノリティ雇用計画の指針を策定することとなり、各省庁は、EEOCが示した指針や過少代表の状況を踏まえ、雇用機会均等担当官が中心となって、マイノリティ雇用計画を策定、実施することとなった</li> <li>・同法に基づき設立された人事管理庁は、公務員制度の所管官庁として、各省庁が計画を策定し実施する際の支援や実施状況の評価及び監査を行い、その結果を連邦機会均等採用計画報告書として、議会に提出する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和)国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択[1975年]</li> <li>◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択[1979年]</li> </ul>
	1979年	大統領令12138の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の中小企業の優遇措置を定めており、連邦機関に女性の経営する企業を発展させるための措置をとることを命じるとともに、女性の起業に関する独立行政委員会の設置について規定している</li> <li>・女性が所有する企業について、女性もしくは女性を指揮または管理する女性によって少なくとも51%が所有されている企業と定義している</li> <li>・1980年に、同大統領令を具体化するために、連邦各機関の長に対してポリシーレター-80-4が発出されており、そこでは政府調達において女性が所有・経営する企業を優遇する条件が定められている</li> </ul>	
1980年代	1988年	女性の企業所有法(Women's Ownership Act of 1988, Pub. L. 100-533.)制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦政府の調達契約における女性企業優遇措置の制定法上の根拠を与えるものとして成立する</li> <li>・女性に対する信用保証機会の充実による融資における男女平等の実現、女性が所有する企業数の増加、中小企業庁への女性所有企業局の設置、全国女性企業委員会の設置、女性企業センターによる女性を対象とするプログラムの実施について規定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択[1980年]</li> <li>◆女性差別撤廃条約批准[1984年]</li> <li>◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択[1985年]</li> </ul>
1990年代				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連婦人の地位委員会拡大定期国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択[1990年]</li> <li>◆第4回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択[1995年]</li> </ul>
2000年代	2000年	大統領令13157の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦政府における平等な雇用機会均等を定める大統領令11246の修正</li> <li>・政府調達契約において、女性が所有する企業の割合を5%に引き上げる目標を示す</li> </ul>	◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)[2000年]
	2009年	連邦政府職員育児等有給休暇法(Federal Employees Paid Parental Leave Act of 2009)の成立	連邦政府職員に対して、家族・医療休暇法の定める休暇を有給とする 連邦政府職員が出産または養子を受けるために4週間の有給休暇を与える	◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)[2005年]
2010年代	2014年	2014年4月8日大統領覚書(Presidential Memorandum -- Advancing Pay Equality Through Compensation Data Collection)	連邦政府と契約を締結する請負業者は性別・人種別の報酬に関する要約データを提出することが要求される	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)[2010年]</li> <li>◆UN Women 正式発足[2011年]</li> <li>◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2012年]</li> <li>◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2014年]</li> </ul>

<経済分野>

年	施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き
1970年代以前	1963年 平等賃金法(the Equal Pay Act of 1963)の成立	・雇用主及び労働団体に対して性別に基づく賃金差別を禁止する ・同様の技術・技能・職責での職務遂行には、ジェンダー差別のない賃金を支払う原則	
	公民権法第7編(Title VII of the Civil Rights Act of 1964)の成立	・性別等を理由とする雇用差別の禁止を規定した連邦の基本法 ・合衆国憲法修正第14条の「平等保護条項」に関わる市民の基本的権利を保障することを目的としている ・人種、皮膚の色、宗教、性、出身国に基づく雇用差別を禁止する ・同法の執行機関として雇用機会均等委員会を設置する	
	1964年 雇用機会均等委員会(EEOC)の設立	・連邦政府、地方政府、民間セクターの雇用における差別を監視するために設置された機関 ・議会、大統領に対して差別除去の目的・手段に関する報告、必要な立法に関する勧告を行うことができ、その目的実現にとって必要な第7編の解釈や見解を述べることができる ・遵守状況の監視の対象となる法律は、公民権法第7編、平等賃金法、年金差別禁止法、米国籍が異なる者差別禁止法第1編、第5編、リハビリテーション法第501条、第505条等 ・採用、昇進、解雇、賃金の設定、試験、研修、見習い、その他あらゆる労働条件に関して、人種、皮膚の色、宗教、性別、出身国、身体的障がい、年齢に基づく差別を監視する	
1970年代	1971年 Women's Legal Defense Fund (WLDF)の設立	・妊娠していることを理由として差別的扱いを受けた従業員に対する法的扶助を目的として設立される ・1980年代に入ると、男女間の賃金格差を撤廃する活動へ移行し、1985年に家族・医療休暇法(Family and Medical Leave Act:FMLA)の法案を起草する	
	1974年 財政支援機会均等法(Equal Credit Opportunity Act)の成立	・融資判断において人種、性別等に基づく差別を禁止する ・福祉手当の受給や消費者保護法に基づく合法的な権利の行使による差別も禁止する	◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択(1975年) ◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択(1979年)
	1978年 妊娠差別禁止法(Pregnancy Discrimination Act)	・公民権法第7編改正(妊娠差別禁止法の制定)され、妊娠、出産、又は妊娠・出産に係る健康状態を理由とした女性の雇用差別が禁止された ・雇用者は妊婦に対し、他の被雇用者と同等の給与や手当を支給しなければならないことが規定された ・被雇用者が前述の理由に基づく差別を受けたと主張、又は法的措置をとった場合、雇用者が被雇用者を罰することを禁じている	
1980年代	1988年 米国女性ビジネス協議会(NWBC)の設立	・女性事業主や起業家を支援するための政策提言を行うために設立された機関 ・女性事業主法(the Women's Business Ownership Act of 1988)に基づき設立される ・女性事業主に関するデータ収集を行い、大統領、連邦議会、中小企業局(Small Business Administration)に年次報告書を提出する ・実際に女性の起業を支援するのは、中小企業局女性事業者室の委託を受けた女性ビジネスセンター	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択(1980年) ◆女性差別撤廃条約批准(1984年) ◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(1985年)
1990年代	1993年 家族医療休暇法(Family and Medical Leave Act of 1993)の成立	・家族や医療のための無給休暇制度を定める ・男女共に適用される ・従業員が50名以上の企業の雇用者に適用される ・妊娠、出産、育児、養子の受け入れ等のケースで12週間の無給休暇を取得できる ・被雇用者は同一雇用者の下に最低1年間、直近の12ヶ月間に1250時間以上勤務している必要あり	
	1996年 TANF(temporary assistance for needy families)プログラム ガラスの天井調査委員会の設置	・子どもをもつ、貧困層の家庭に対する自律支援プログラム ・プログラムの主な目的・内容は、子どもを自らの家庭で育てられるように、家族に援助を与えること、就労支援等を通じて自律を促すこと、未婚中の妊娠を予防・減少させること、両親のいる家族の形成・維持を奨励することにある ・ガラスの天井法(Glass ceiling Act of 1991)により労働省内に設置 ・職場における女性やマイノリティの昇進を阻む「ガラスの天井」の実態を調査し、その克服に向けた提言を行うための組織 ・1995年にダイバーシティの促進を事業戦略に盛り込むこと等8つの提言を行った ・1996年に解散した	◆国連婦人の地位委員会拡大中期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(1990年) ◆第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択(1995年)
	1998年 WLDFがThe National Partnership for Women & Families(NPWF)として組織を改組	・労働組合、移民労働組織など21団体を会員に迎え、NPWFとして改組される ・FMLAの適用範囲を拡大するとともに、必要な休暇を有給で行うための施策を政府に実施させるためのロビー活動を展開する	
	2000年代	2001年 女性の起業支援 Women-21.gov	2001年に開始された労働省と中小企業局が共催する連邦政府横断型の女性起業家支援プログラムであり、最新技術の導入に関するトレーニング等を提供して支援する
2010年代	2012年 雇用機会均等回復法(The Equal Employment Opportunity Restoration Act)の制定	・使用者による違法な差別への対抗手段としてのグループアクションを規定する ・グループアクションによって、多数の様々な使用者の差別的雇用慣行に対抗することができる ・救済手段の選択について裁判所の裁量を認める	◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)(2010年) ◆UN Women 正式発足(2011年) ◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択(2012年)
	2013年 連邦労働省が最低賃金・残業規制にかかる最新ルールを発表	個人宅で介護に従事する労働者に対し、最低賃金保護及び残業時間規制のルールを明確化して保護を図る	◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択(2014年)